

## 西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱

令和3年7月1日西海市告示第51号

### (趣旨)

第1条 この告示は、安全・安心なまちづくりに向けてドライブレコーダーの普及を促進し、もって市民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を図るため、ドライブレコーダーを購入・設置した者に対し、西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録した情報を含む。）をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（事業用車両、販売目的の車両及び二輪自動車を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、西海市に住民登録し、かつ、新たにドライブレコーダーを購入し、及び設置した自動車の自動車検査証に記載された者（自動車を新たに購入しようとする者は自動車検査証に記載される予定の者）で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 自動車登録番号標に記載されている地名が、長崎又は佐世保であること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (4) 交通事故原因の究明、犯罪被疑者の検挙等警察の捜査に資する必要がある場

合は、警察の求めに応じ、記録データを提供し、警察の捜査に協力する旨の同意ができること及び捜査協力依頼に使用する電子メールアドレス等の連絡先を提供することができること。

2 ドライブレコーダーは、設置後、故障その他やむを得ない事由がない限り、1年以上使用するものとする。

(補助対象ドライブレコーダー)

第4条 補助金の交付の対象となるドライブレコーダーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 有効画素数が200万画素以上の常時録画で4時間以上記録（記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。）できること。
- (3) 記録データの再生がパーソナルコンピュータでできること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、ドライブレコーダーを新たに購入し、及び設置した自動車ごとに、ドライブレコーダーの設置に必要な購入費及び取付費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助金対象経費の2分の1とし、限度額を10,000円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ドライブレコーダーを購入する前に西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 税の未納がない証明書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) ドライブレコーダーの購入費及び取付費が確認できる見積書の写し
- (4) ドライブレコーダーの機能が確認できるものの写し
- (5) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書（様式第2号）
- (6) 警察の捜査に協力する旨の同意書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 ドライブレコーダーを設置する車両を新たに購入し、又はリースしようとする者で  
ドライブレコーダーを設置する場合は、前項第2号に規定する書類は、自動車売買契  
約書の写し又はリース契約書の写しに代えることができる。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の支給の可否  
を決定し、西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付決定通知書(様式第4  
号)又は西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付却下決定通知書(様式第  
5号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると  
認めるときは、申請者に条件を付することができる。

(変更又は中止の届出書)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」とい  
う。)が、ドライブレコーダー設置の内容を変更し、又は中止しようとするときは、  
西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金設置内容変更・中止届出書(様式第6  
号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出の内容を審査し、変更又は中  
止の承認の可否を決定し、西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付変更・  
中止決定通知書(様式第7号)により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、ドライブレコーダーの設置が完了した場合、速やかに西海市ド  
ライブレコーダー設置促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類  
を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) ドライブレコーダーの購入費及び取付費が確認できる領収書の写し

(2) ドライブレコーダー設置完了後の状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する書類を提出できない事由がある場合は、ドライブレコーダー  
の購入費及び取付費が確認できる支払証明書の写し、又は支払の確約が取れる書類の  
写しに代えることができる。

3 第7条第2項の規定により、交付申請書に自動車検査証の写しを添付していない場  
合は、前項に掲げる書類のほかに自動車検査証の写しを添付するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条に規定する通知書を受けた交付対象者は、西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金請求書(様式第9号)により、速やかに市長に補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、西海市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者から当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定については、この告示の失効後も、なお効力を有する。